

資料 9 - 1

第 8 回 府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会会議録（要旨）

- 開催日時 平成 31 年 1 月 28 日（月） 午後 3 時～午後 4 時 30 分
- 開催場所 府中市役所北庁舎 3 階第 6 会議室
- 出席委員 6 名（50 音順）
久野暢彦委員、五井照幸委員、志水清隆委員、難波悠委員、柳沢厚委員、湯浅匡彦委員
- 欠席委員 郭東仁委員、堀江英喬委員（1 名欠員）
- 出席説明員等
遠藤政策総務部長、矢ヶ崎政策課長、板橋政策課長補佐、吉岡政策課主任、日原建築施設課長、平井建築施設課長補佐（兼）公共施設マネジメント担当副主幹、矢部文化スポーツ部次長（兼）スポーツ振興課長、高橋計画課長、町井計画課長補佐、轟公園緑地課長、藤原学校施設課長補佐
国際航業（株）松島氏、山中氏
- 傍聴者 9 名
- 議事内容
 - 1 開会
 - 2 確認事項
 - (1) 第 7 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会会議録（要旨）について
 - 3 審議事項
 - (1) 第 7 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会からのご意見における対応状況について
 - (2) 府中基地跡地留保地利用計画の策定に関する事項（答申案）について
 - 4 その他

資料 9 - 1

○柳沢会長： ただ今から、第 8 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会を始めさせていただきます。始めに、本日の出席状況について事務局からお願いいたします。

○事務局： 本日の委員の皆様の出欠の状況ですが、郭委員、堀江委員からそれぞれご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。現在委員定数 9 名中、6 名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○柳沢会長： 次に、本日の傍聴希望について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局： 昨日までに 9 名の方からご希望がございまして、本日 9 名の方が傍聴にお見えになってございます。

○柳沢会長： 皆様にお諮りします。傍聴を許可したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳沢会長： それでは、傍聴者入室いただきください。

(傍聴者入場)

○柳沢会長： それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局： それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の説明)

○柳沢会長： 議事に入ります。【次第 2 確認事項】、「第 7 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会会議録(要旨)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局： それでは、資料をご説明いたします。

(資料 8 - 1 の説明)

○柳沢会長： 議事録について、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、事前に委員からご指摘のあった箇所の修正をいただき、議事録については確定といたし

資料 9-1

ます。

それでは、次に【次第3 審議事項】でございます。「(1) 第7回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会からのご意見における対応状況について」と「(2) 府中市基地跡地留保地利用計画 検討協議会答申(案)について」は関連する事項かと思いますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局： それでは、資料をご説明いたします。

(資料8-2、8-3、8-3別紙、8-4、当日配布資料、の説明)

○柳沢会長： それでは、ご意見をいただきたいと思います。本日を入れて2回の会議でまとめることとなりますので、気になるところは全部出していきたいと思います。【資料8-2】は前回の意見に対する対応状況ですので、【資料8-3】、【資料8-3別紙】、【資料8-4】、【その他の参考資料】についてご発言いただければと思います。

最初に確認ですが、【資料8-3】が答申の本文で、【資料8-3別紙】が付随する資料なのでしょうか。それとも、【資料8-3別紙】が答申の本文で、【資料8-3】が前文のような位置付けなのでしょうか。

○事務局： 基本的には、これまで本協議会でご議論いただいていた【資料8-3別紙】が、答申の内容であると考えております。その中で、【資料8-3】については、本協議会において様々ご意見の強弱もございましたので、特に本協議会の意志として市長へお伝え頂く内容を集約した資料であると考えております。答申といたしましては、これら双方の資料を一体としていただくことを考えております。

○柳沢会長： 確認ですが、【資料8-3別紙】が答申で、【資料8-3】については前文として補足的な資料であるという構成でよろしいでしょうか。

○事務局： ご発言のと通りの認識でございます。

○久野委員： 【資料8-3】に記載の7つの項目については、協議会から市長へ答申する上での案であるという認識であると思います。市としては、この7項目が実現可能であるという認識であるのか、もしくはあくまで努めるという認識であるのかどちらでしょうか。例えば、6項目目に、「2020年までに取組を進めてください」とありますが、この短期間で実際に可能かということも含めて、市の考えを教えてください。

資料 9-1

○事務局： 7つの項目については、これまでご議論いただく中で、特に強いご意見を掲げさせていただいており、市としても、実現していかなければならない課題であると認識しております。答申という形でいただくことにより、市としてもより一層注力して取り組む上での後押しをしていただきたいという思いを込め、案を作成させていただきました。市といたしましては、答申の内容をしっかりと受け止め、実現に向けた取組をして参りたいと考えております。

○事務局： 補足でございますが、特に6項目目及び7項目目につきましては、府中市だけでは解決できない課題となっております。これまで府中市では、関係機関に対して繰り返し要請してきたところですが、現状実現に至っておりません。このようなことから、市長の附属機関である本協議会からもご意見をいただくことで、市としても一層注力していかなければいけないといった後押しをしていただきたいという想いがございます。

○難波副会長： 久野委員のご意見に関連しますが、市では、2020年のオリンピックを目指して小金井街道の拡幅を位置付けたいとお話しでしたが、あと1年半程度の期間しかありません。早期に実現との表現は具体的ではない印象であるため、例えば「暫定的な活用」や「先行的活用」などといった表現としてはいかがでしょうか。

次に、表現につきまして、緑の連続性の記載の中で「周辺の緑の設置状況」との表現がありますが、緑の設置という表現に違和感があります。また、【資料8-4】は答申として入らない資料かと思っておりますので、【資料8-3】及び【資料8-3別紙】において、市として導入を検討されている公共施設に関する考えがあってもよいかと思いました。

○柳沢会長： いくつか整理しなければならない事項があります。

1点目は、【資料8-3】と【資料8-3別紙】の関係を、上手く整理する必要があります。【資料8-3】を読むと、「【資料8-3別紙】に書いてあることを実現するために、特に留意して欲しいこと」、「本協議会のスタンス」が書いてあり、これはとてもよいと思います。しかし、6項目目と7項目目については、【資料8-3別紙】に同様の事項が記載されています。重要である事項として再度記載するという考えもありますが、難波委員が言われたように、【資料8-3別紙】は中長期的な考えを記載し、【資料8-3】は当面少なくとも行ってほしいこととして示すと意味があると思います。難波副会長からのご発言も含め、調整をお願いします。

資料 9-1

2点目、緑については文言の調整をお願いします。例えば、緑ではなく公園緑地と変更するという方法もあるかもしれません。

3点目、【資料8-4】については、【資料8-3別紙】との関係が不明確な資料となっているように感じます。協議会として、どのような位置付けの資料として受け止めればよいか悩んでいます。私の意見はありますが、後で皆さんの意見をいただいたあとに整理したいと思っています。市としては、【資料8-4】と答申はどのような関係であると考えているのでしょうか。

○事務局： 本協議会において検討を頂く中で、市として当該地をどのように使っていきたいかということについて、再三ご確認及び検討状況の報告を求められました。市といたしましても、当該地は広大であるため、様々な行政課題を解決するための有効活用について検討しなければならないと考えております。そのため、当該地の検討におきましては、まず市の公共利用の意向をお示しし、その上で本協議会においてご議論いただかなければならないと認識しております。一方、庁内の関係部署は多岐に渡り、各々が抱える課題解決に向けての検討を進めておりますが、中々利用意向の方向性をこれまでお示しすることが出来ておりませんでした。そのような中で、現時点における市の検討状況としてお示ししているものが【資料8-4】でございます。

本来であれば、市がしっかりと利用意向をお示しした上で答申をいただければよいのですが、市で利用意向をお示しできていない現状においては、随時ご報告する市の検討状況を踏まえてテーマの設定等を行っていただいたと認識しております。このように、市における検討状況を活かして議論を行っていただく中で、当初想定していた答申のイメージを少し手前にさせていただきたいと前回会議においてご相談をさせていただきまともていただいている状況と考えております。

このように、【資料8-4】につきましては、答申における土地利用の目標やテーマ等を検討頂くための材料として検討した上で、答申をいただくことと考えております。

○柳沢会長： 委員の皆様から市の検討状況を求められてお示しいただいたもので、それを前提として答申を頂きたいという性質のものですね。分かりました。

○久野委員： 答申と【資料8-4】の検討状況との関係についてのご説明については、分かりました。答申に記載したくても、庁内の調整の関係も当然あるかと思いますので、別紙にしているということについては了解いたしました。一方、本日を除いてあと1回しか協議会がないため、少しでも答申に盛り込めるよう検討頂け

資料 9-1

たらと思います。

また、【資料 8-4】の公園や緑地の部分ですが、開発指導で緑地を民間事業者から出させるという考えのままになっているかと思います。以前会長も発言されていましたが、民間に開発指導要綱に基づき緑地を作るよう求めることは簡単ですが、国有地はある程度安く土地を取得できます。そのため、公共側である程度整備をし、その代わりに民間事業者から別の形でまちづくりの課題に寄与するよう誘導するような工夫をした方が、まち全体の価値が上がるかと思います。もう少し検討されてはいかがでしょうか。

○事務局： ご指摘のとおり、前回協議会におきまして、公園緑地等の設置については民間に任せるだけではなく、市として周辺との関係も踏まえて整備すべきであるというご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、分かりにくくて申し訳ございませんが、【資料 8-4】の 2 項目目、「市として核となる公園緑地等を整備する。」として、協議会からのご意見を踏まえ、市で整備するという意思を明確に記載いたしました。

一方、南側に大きな都立公園があるといった周辺状況もあり、役割や面積などについては検討の余地があると考えております。また、民間が活用する部分については、民間にご協力いただく部分も当然生じますので、その辺りを踏まえて今後更に詳細に検討していきたいと考えております。

○柳沢会長： 方向性としては示していますが、詳細は検討が必要ということですね。他にはいかがでしょうか。

○五井委員： 【資料 8-3】の 6 項目目における小金井街道の記載について、あと 1 年半しかない中、実現可能性が現実的ではないと感じます。地元としてはお願いしたい事項ですが、ただ書いただけになってしまうので、記載する必要があるのでしょうか。

○事務局： 小金井街道の歩行者空間の拡幅につきましては、利用計画の検討と東京 2020 大会のスケジュールが合わない中、市としては早急に解決しなければならない課題であると考えています。そのため、市においては、利用計画の策定とは切り離す形で国に対して粘り強く交渉を重ねてまいりました。本協議会においても、この歩行者空間の確保は非常に重要な課題であると議論をいただいておりますので、東京 2020 大会を契機とした取り組みを行う上での後押しをしていただければと記載させていただきました。

資料 9-1

市の現状を若干ご説明いたしますと、まずはできる部分を進めようということで、東京2020大会に間に合うよう着工していきたいとの考えのもと、本年度測量調査を行っております。国からはどのような形になるかまだお答えをいただけておりませんが、歩行者空間の拡幅をしてよいとの答えがいただければすぐに工事ができるよう、最大限の努力を行っております。市では、必ずしも不可能な取組ではないと捉え、一生懸命取組を進めております。本協議会におきましても、ぜひ後押しをいただければと思っております。

○柳沢会長： そうすると、先ほど難波委員が言われました、「暫定措置も含め」などの表現も追記した方がよいのではないのでしょうか。暫定措置も含めて可能な限り取り組み、機能を確保するという事なのではないのでしょうか。

○事務局： 先程の説明の補足でございますが、あくまで都市計画道路の線形の変更については、市から東京都に対し再三ご相談を行ってりましたが、事業化していない路線であるため現状での変更は検討できないと明確に回答がございました。そのような状況の中、歩行者空間の拡幅を目的とし、留保地を活用して小金井街道と並行に市の道路を整備したいと国へ相談し、協議を進めている状況でございます。

○柳沢会長： そのご説明は分かりました。お二人の委員の発言は、利用計画の策定期期と歩行者空間を拡幅したい時期がずれてしまっているため、歩行者空間の拡幅は先行してでも行っていく旨を記載した方がよいのではないかというご意見かと思えます。暫定という表現が適切かはわかりませんので、検討をお願いします。

○事務局： 分かりました。

○柳沢会長： 私から、3点意見を申し上げます。1点目は、【資料8-3別紙】の2の5行目、「将来の市民及び市にとって有効な」との表記がありますが、市民と市による目的は異なるものではないので、「及び市」は表現上削除した方がよいと思います。これは、【資料8-3別紙】の3ページの基本理念の記載が「将来を見据え、市民にとって」となっていることから不要かと思えます。

2点目は、【資料8-3別紙】の5ページの整備主体のパターンですが、この項目を詳細にしたものが【資料8-4】であるかと思えます。そのため、可能であれば【資料8-4】も答申の参考に出来たらよいかとも思いますが、【資料8-4】の検討の進捗によるかと思っています。それは別として、整備主体パターンの表の注記の一点目は重要な事項であるため、本文に文言を整理の上で記載した方がよいと思います。また、これを導くにあたっての根拠が必要であるため、

資料 9-1

4 ページの土地利用方針のイの最後に、「市美術館駐車場を確保する必要がある」旨を記載した方がよいと思います。そうすれば、市美術館は当該記載、道路は 7 ページの記載、緑地は 9 ページの記載を根拠とし、いずれのケースの場合も整備をする必要があると示すことができます。そして、それらの施設を誰が整備するかについては検討とつなげていくとよいと思います。

3 点目は、土地利用方針における 3 つのテーマは、本協議会に検討が求められている役割の大きな部分であると思っておりますが、現状の記載では簡素な記載となっていることです。そのため、3 つのテーマそれぞれにおける箇条書き部分の記載について、考える方向性や整備に当たって注意が必要なことなどを追記することはできないでしょうか。この部分が簡素であると、後半の実施段階の留意点だけが強調されてしまいます。

以上 3 点につきまして、次回までに検討をお願いします。

○久野委員： 3 点、質問をお願いします。1 点目ですが、【資料 8-3 別紙】の 6 ページにおける、主な事業主体パターンの 3 と 4 の「住まい・暮らし」の部分に、「公共・民間主体（市立小中学校用地取得）」と記載されています。公共と民間の両方が整備主体として考えられるという意味での表記である場合、【資料 8-4】の「市立小中学校」において「仮設校舎を建設し」との表記との関係はどのようになるのでしょうか。例えば、現状の小中学校用地で建替えをするために、留保地に仮設校舎を作って移り、現状の校舎の建替えを民間も含めて検討するのでしょうか。それとも、将来の人口動向や学区の再編も含めて検討し、留保地に新たな校舎を作って移転させるのでしょうか。

2 点目ですが、【資料 8-3 別紙】の 3 ページの基本原則に、「上位計画との整合が図られた活用とします。」と書いてあります。土地活用は当然上位計画に基づくものとなりますが、この表現は上位計画に合わせて土地利用を変えていくという趣旨に読めます。一方、11 ページのアには、「調和等が図れるよう、適切な都市計画の変更及び設定を行うこと。」と書かれています。ここからは、上位計画を適切な形で見直していくという考えなのではないのでしょうか。

○柳沢会長： ここでいう「上位計画」とは、都市計画マスタープランのことを示していますので、利用計画に基づいて修正をするということかと思えます。用途地域等については、上位計画として位置付けるものではありません。

○久野委員： それでは、2 点目につきましては分かりました。

3 点目ですが、【資料 8-2】の 9 と 10 の対応状況の記載ですが、「相乗効果のあるかの構成」との意味が分からないため、これについてもお教えてください。

資料 9-1

○事務局： 1点目の、【資料8-3別紙】の6ページの表の記載につきましては、「公共・民間主体」と書いてある部分における括弧内の記載については、公共主体で整備を行うものとして想定をしているものを記載しています。一方、各テーマにおけるゾーンが広い場合には、民間での活用も合わせて行うことが想定されます。例えば、「住まい・暮らし」においては、現段階では住宅なども想定できます。そのため、括弧内の記載については公民が協働で整備するという意味ではなく、「住まい・暮らし」というテーマの中で、公共と民間がそれぞれ事業主体となる土地利用があるのではないかという趣旨の記載としております。

3点目の、【資料8-2】の表記につきましては、「相乗効果があるのであれば、そのような構成も考えていく必要がある」という趣旨としてここで整理をさせていただきたいと思います。

○事務局： 1点目の、学校施設の考えについて回答いたします。【資料8-4】の市立小中学校の記載における、仮設校舎の拠点として活用を検討とするという表記については、現段階で考え得る1つの手法として考えております。現段階では、あくまであらゆる可能性を検討している状況でございます。今後の検討状況によっては、既存校舎を仮設として利用していく考え方もございますので、資料上はあくまで検討段階の一例として示しております。

○久野委員： そのように、様々なバリエーションを持って考えた方がよいと思います。

○柳沢会長： 記載では仮設しかないですが、仮設校舎も本設も含めて検討しているということですね。

今のご意見における、【資料8-3】の6ページの表の表記は誤解が生じやすいので、括弧内の内容は公共主体に関するものであることが分かるよう、例えば公共主体のところに記号を付記し、その内容が括弧内であるなどといったように、表現を工夫してください。

○難波副会長： 【資料8-4】に、「収益施設も同時に整備し、施設全体の維持管理経費の縮減を図るなど」との表現がありますが、この目的は施設全体の維持管理経費の縮減であり、手法は収益施設の併設に限らないのではないのでしょうか。他の制度でお金を出してもらう方法もあると思いますので、収益施設の整備との記載については検討をお願いします。

資料 9-1

○湯浅委員： 当日配布資料の、「基地跡地留保土地利用計画への要望と意見」の2枚目に、「市側が目算する全体的な予算像が見えてこない。答申から利用計画を策定しても予算上できなければ答申の意味がなくなる。」、「人口動態予測や公共施設需要予測、府中住民消費動向予測など、業者へのヒアリングとコンサルタント会社に行わせればこの1年で示せたはずである。」との意見があります。以前の会議において、予算像が見えないという意見に対して検討協議会ではそこまでの議論は行わないと回答をいただいて理解はしていますが、もっともなご意見であると感じました。

本日と次回で答申をまとめることになるかと思いますが、市長に対する答申はどこまで尊重されるものになるのでしょうか。経済情勢などが変わった場合について、答申はどのようになるのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局： 今いただいたご意見の内容が、本協議会のみなさまが議論されたかった内容であることについては、市として認識しているところでございます。一方、市において、公共機能の検討結果までお示しできずにおりました。そのため、本協議会の答申としては、土地利用目標や土地利用方針のテーマ等のコンセプトを内容として設定していただいたところです。その中で、頂いた答申については、市として最大限尊重させていただく中で、平成31年度中に国へ利用計画を提出できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。合わせて、市における検討においては、財政的な視点等を踏まえて考えて行く中で、実現可能な計画を策定してまいります。

○柳沢会長： 予算に繋がる具体的な検討まではできなかったが、事業の進め方等については具体的に検討出来たという状況かと思えます。その上で、本協議会からの答申については、市でよほどの事情がない限り尊重していきたいということですね。

○難波副会長： 当日配布資料の国立美術館に係るご報告につきましては、あくまでも現時点での案として先方から提示されているというものでしょうか。

○事務局： 国立美術館からのご要望につきましては、当該地での整備が望ましいとの強いご意向があるとのことで、組織的な意思決定がされた段階で再度市にご相談があるものと考えております。市としては、今回情報提供させていただいた内容で今後ご相談があれば、より詳細な協議をして参りたいと考えております。

資料 9-1

○難波副会長： 当日配布資料の「基地跡地留保地利用計画への要望と意見」における③については、地域の方は生活道路に関して不便は感じていないと書かれていましたが、開発等されると動線も変わってきて不便を感じる可能性もあるかと思えます。そのため、【資料 8-3 別紙】の道路アクセスの項目において、地元と協議をして、敷地内道路や周辺道路における整備及び改善を図っていくという趣旨を記載されてはいかがでしょうか。

○柳沢会長： 以前の会議においても議論になった部分ですが、書けたら是非書いてほしいと思っています。留保地内だけを考えるのではなく、留保地に隣接する場所と上手くリンクすると、双方使いやすくなる場合もあります。留保地外は整備しないとの考えが【資料 8-4】に示されていますが、もう少し踏み出して考えた方がよいのではないかと思っています。もちろん、従来交通量が少ない場所が通り抜けになって環境が変わるという問題もあるので、充分協議は必要であるかと思えます。

資料の意見で気になる箇所として、地形、地歴、土壌汚染状態、生態系の各調査結果を本協議会に示していないとありますが、これは事実なのでしょうか。

○事務局： 検討の経緯といたしましては、平成 20 年提出していた利用計画が施設の移転により白紙となり、平成 27 年度から現在まで再度検討を行ってきたところでございます。検討においては、当然ご指摘頂いた資料を前提として踏まえて行っております。土壌汚染調査の結果につきましては、東京都により形質変更時要届出区域に指定されているとの状況について、本協議会においてもご説明させていただいております。国の方からは、利用計画策定後の土地利用がなされる段階において、土地の利用者が必要に応じて土壌改良等を行うことになると伺っております。調査結果の詳細につきましては、本協議会の議論には必要とならないと認識しております。また、生態系調査につきましては、過去に移転予定であった国の機関が実施しております。生態系調査につきましても、都条例等に基づき土地利用を行う主体が実施するものと伺っておりますので、市の利用が決まっていない現段階においては市で調査を行うか否かについては不明な状況です。

○柳沢会長： 生態系調査を行った場合に保全すべきものがある場合は、ある程度尊重すべきであると思えます。その辺りについては、ある程度把握しているのでしょうか。市が調査をしていないため、考慮しないとしてるといったことはないのでしょうか。

資料 9 - 1

○事務局： 第1回協議会においてお示した資料に、平成28年2月に市で策定した基本方針をお示ししております。その中に、留保地内の動植物等の状況として、先程ご説明した移転予定の機関が実施した生態系調査結果の概要を記載しております。該当部分の記載をご説明しますと、「平成20年の10月から翌年の7月までに国の機関が行った現地調査によって、本留保地内の植物は返還前に植栽されたと推察されるサクラなどの樹木が放置され、そこから二次的に成立した植栽樹木群が大半を占めていることが分かりました。また、同調査の時点ではこれらの樹木群を基盤とし、中型哺乳類、鳥類、昆虫類などの生物が生息することが確認されました。」という状況であり、市ではこの内容を踏まえた上で検討を行ってきたという状況でございます。

○五井委員： 土壤汚染対策については、民間が利用する部分は民間が行うということなのでしょうか。私は、留保地全体を市で土壤汚染調査を行い、市の責任で汚染がないところを選別して施設を作っていくと今まで思っておりました。先ほどのお話によると、民間が利用する部分については、民間が調査するのでしょうか。

○事務局： 土壤汚染調査については、留保地の所有者である国が全て行っています。その結果として、土地の形質を変更する際には対応が必要であるという区域に指定された箇所があるという状況です。土壤汚染対策については、全て市が使う場合は市で行いますが、市が使わない部分がある場合には土地を使う方が対策を行うということで国から説明を受けております。現土地所有者の国が全て対策を行って売却するという考えもありますが、国においては本来の売却価格から土壤改良等に係る費用を差し引いた形で売却を進めると伺っております。

○柳沢会長： 国が土壤改良を行ってもよいが、その際は、売却価格も高くなるということですね。

○事務局： 明確にそう言われてはいませんが、そのようなイメージであるかと思えます。

○五井委員： 基地跡地の対応については、他の事例においてもそういう対応が一般的なのでしょうか。民間に手に負えない場合に、どのようになるのかという不安があります。

○事務局： 国から聞いているお話しの中では、留保地のような国有地の売却においては、このように土壤改良に必要な部分を減価して売り払うというのが一般的であると聞いております。

資料 9 - 1

- 柳沢会長： 減額して売却をするということは、通常はないものが出てくる可能性はないということが、ある程度分かっている前提が必要かと思います。そうでなければ、大きく金額が変動してしまう可能性もあるので、その辺りは、どうでしょうか。
- 事務局： 国では、土壌汚染等の各種調査を実施しており、その結果をもって減額分を算出できる状況であるかと思います。想定外の事態については、現状では想定が難しい部分もあります。
- 五井委員： 今の段階では、仕方ないですね。分かりました。
- 柳沢会長： 国がしっかりと土壌調査を行った上で費用も予測し、売却価格から減額した上で売却するということですね。
- 五井委員： ある程度、地下の状況が分かっていなければ、算出できないのではないかと考えています。
- 柳沢会長： 国では、地下を含めて調査をしているとのことですね。
- 久野委員： 参考として、立川基地の跡地の事例をご説明します。事前にしっかりと調査をしたものの、やはり工事段階でないと分からないこともあります。想定外のものが埋まっていた場合などにおいては、更に国が追加の費用を支払うという可能性もあります。この留保地においてはどうなるか分かりませんが、過去の他の場所での事例ではそのようなものがありました。
- 柳沢会長： そのような契約にしていたということですね。
- 久野委員： そうです。敷地の一部しか利用しない場合など、土地利用の前から全ての箇所に対応する必要がない場合もあります。その際は、土地を取得した土地所有者が実際支払った処理費用だけを後で国が支払えば済んでしまいます。あくまで、別の事例のご紹介なので、参考としてお聞きいただけたらと思います。
- 五井委員： 少し安心しました。
- 柳沢会長： 他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日のご意見を踏まえて整理いただき、事前に各委員に事前にご送付をお願いします。次回が最終回ですが、若干の修正は可能として確認したいと思います。

資料 9 - 1

次に、【次第 4 その他】に移りますが、事務局から何かありますか。

○事務局： その他といたしまして、次回の会議の開催日時でございます。協議会終了後に調整をさせていただければと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、ご着席のままお待ちいただきますよう、お願いいたします。

○柳沢会長： それでは、これで「第 8 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会」を終了いたします。どうも、ありがとうございました。